

- 3.当行は、会員が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。
- 4.前項の規定の適用により本契約が解除された場合、会員は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により会員に損害が生じても、会員は当行に一切請求を行うことができないものとします。

第13条 利用停止

- 会員が次のいずれかに該当した場合は、本サービスの利用を停止します。
- (1)会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があつたとき
 - (2)会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3)届出の住所・氏名宛に郵送した通知または送付書類が未着として当行に返戻されるなど、会員が所在不明となったとき
 - (4)会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
 - (5)会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

第14条 退会

- 1.本サービス会員が本契約を解約する場合は、当行所定の方法によるものとします。
- 2.次のいずれかに該当した場合は、会員から解約の申出なく、本サービスの契約は終了することがあります。
 - (1)全ての口座を解約した場合
 - (2)全ての口座が普通預金規定等に基づき、解約された場合
 - (3)当行が、別途定める一定期間の利用がないために、全ての口座の預金取引を停止した場合
 - (4)会員本人が亡くなられた場合
- 3.次のいずれかに該当した場合は、当行はいつでも、本サービスを解約することができます。
 - (1)会員について、支払の停止があつたとき、または破産、民事再生手続開始の申立があつたとき
 - (2)会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3)住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当行において会員の所在が不明になったとき
 - (4)会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
 - (5)会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- 4.本契約が終了した場合、本サービスで保有していたマイコインは失効します。併せて、各種手数料の優遇や特典を受けることもできなくなります。

第15条 禁止事項

- 1.会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為はしてはならないものとします。
 - (1)公序良俗に反する行為
 - (2)他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
 - (3)他の会員または第三者に不利益を与える行為
 - (4)他の会員または第三者の人権を損害する行為
 - (5)法令に違反する行為または違反するおそれがある行為
 - (6)本サービスの運用を妨害する行為
 - (7)本サービスの信用を毀損する行為
 - (8)その他当行が不適切と判断する行為
- 2.会員が前項の禁止行為を行い、当行または第三者に損害を与えた場合には、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- 3.会員が公開、颁布、流布した情報等により、第三者との間で紛争が生じた場合には、会員は自己の責任でその一切を解決することとし、当行にいかなる迷惑もかけないものとします。

第16条 謙渡・質入等の禁止

本契約に基づく本サービスの権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。

第17条 免責事項

- 1.やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因として本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 2.災害、事変や法令および官公庁の要請等を受け入れたことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 3.本サービスの利用時に公衆電話回線等の通信経路において、盗聴がなされたことにより、本サービスの会員の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- 4.会員が、本サービスの利用により、損害を被ったとしても、それが当行の故意・重過失により発生したものでない限り、当行は当該損害を賠償する責任を負いません。
- 5.会員が会員資格を喪失した場合には、以降本サービスの利用ができなくなります。

第18条 準拠法及び管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約、本サイト及び本サービスに関する一切の紛争は、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年4月15日現在